

令和5年度版

よくある質問 Q&A

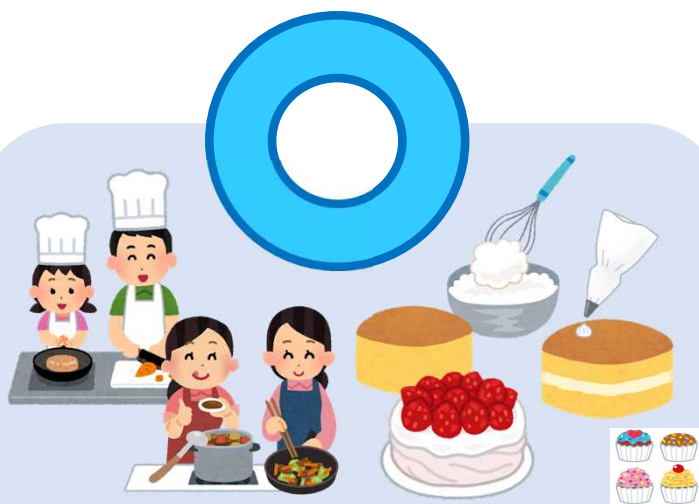
作成：竹富町社会福祉協議会
作成日：令和5年8月15日

Q1. 交流会を行いたいです。ケーキやオードブル代に助成金を使うことはできますか？

A1. 申し訳ありませんが、既製品の代金は該当しません。
当助成金は、住民同士のつながりづくりのために活用して頂きたいため、飲食の為だけに使用する既製品は各団体の会費等からの支出をお願いしています。
ただし、手作りケーキや料理の材料代は該当します。



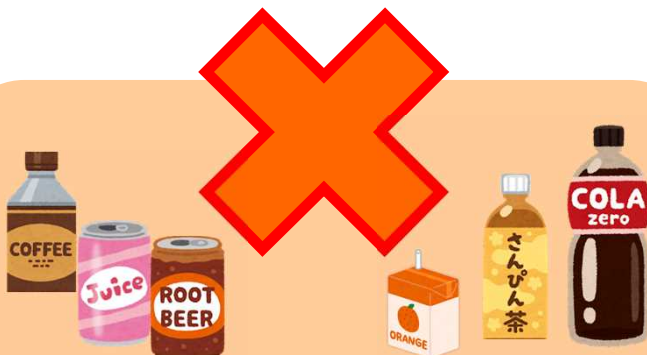
お店で買ったケーキ、お弁当、オードブル、フライドチキンなど出来合いの食べ物やおやつのお菓子



ケーキのスポンジ、デコレーション用菓子、沖縄そばの麺や野菜・肉など、手作り料理の材料

Q2. シャンメリーやペットボトル飲料は買っても大丈夫ですね？

A2. 申し訳ありませんが、既製品は該当しません。
“A1.”でお答えしたオードブル等と同じく、各団体の会費などで賄って下さい。
ただし、ティーパックや粉のコーヒーなどは認められます。



ペットボトル・ビン・缶・パック飲料などの出来合いの飲み物



ティーパックやインスタントコーヒーなど、自分で淹れる飲み物

Q3.ビンゴ大会などの景品を用意したいです。景品代は認められますか？

A3.認められますが、一人当たり300円程度を目安にしてください。
景品の内容は消耗品、食料、お菓子など、300円以内であれば自由です。
(令和4年度までは消耗品のみ景品として認めていましたが、変更になりました。)

Q4.交流会というより、身内だけの“ぶがりなおし”や忘年会をしたいです！

A4.参加者が同グループのメンバーのみの会食にかかる食べ物や飲み物、景品代は、“A1～3”で認められたものであっても、各団体の会費等からの支出をお願いしています。
地域活動を次につなげていくため、団体に登録されていない方の参加や参加しづらい方へのお弁当の配布等、必ずつながりづくりのために会食やイベントを活用して下さい。

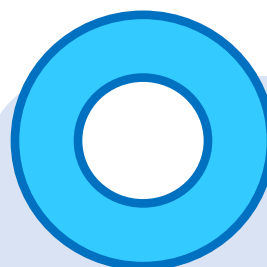


Q5.民具づくりやヨガ教室など、講習会を企画したいです。ちょうど得意な方がいるので、講師を同じグループ内のメンバーにお願いしました。講師料を渡していいですか？

A5.当助成金は、メンバーの利益になることにご利用頂けません。
講師料を渡したい場合、各団体の会費等からの支出をお願いします。
講師料は、団体外の講師にお願いする場合にご利用下さい。



団体に所属している人物に対する講師料、金券や食材などの謝礼



団体に所属していない人物に対する講師料、交通費、宿泊費

Q6.講師の方を外から呼んで、講習会を行いました。
講師料と交通費、講習会で使った紙と文房具の材料代を講師に払いたいのですが、ひとまとめの領収書で払ってもいいですか？

A6.領収書は必ず、使用目的ごとに分けて下さい。この場合は講師料と交通費(旅費)、材料代(消耗品費)の3つの領収書に分ける必要があります。
ひとまとめの領収書は書き直しをお願いしますのでご了承ください。

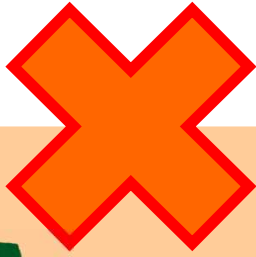
Q7.講師料はいくら払えばいいのでしょうか？

A7.講師の方と直接相談して下さい。
助成金から支出できる範囲としては、教員や医者等の肩書が無い場合、1時間当たり2,500円以内が基準となっています。(ただし1日4時間まで。4時間以降6時間まではその半額をお渡しできます)。

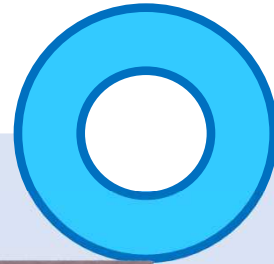
Q8. 役員同士の打ち合わせ場所について、自宅以外の場所の方が都合がつきやすいので、よく外で打ち合わせをしています。お金がかかってしまうのですが、経費に含めることはできますか？

A8. 会場を借りたり、クーラーの使用に特別にお金が必要な場合、使用料として経費に含めて頂いて構いません。

ただし、カフェでの打ち合わせなど、飲食を伴う場所代は該当しません。
申し訳ありませんが、その場合は各団体の会費等で賄ってください。



飲食を伴う場所代



会場の使用料やクーラー代等、打ち合わせにかかる経費

経費について、地域での特別な事情や計画に変更がある際は、速やかに社協へご連絡ください。書類提出前に相談がなければ変更が認められない場合があります。

また、上記のよくある質問以外の不明な点などお気づきの点などがございましたら、書類を提出する前に社協へ一度ご確認ください。

(連絡先)

竹富町社会福祉協議会

〒907-0012

沖縄県石垣市美崎町11-1 竹富町役場内2階

TEL：0980-84-3302 FAX：0980-82-3002

「結のまちづくり活動助成事業・歳末たすけあい運動地域配分事業」担当者まで